

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、上牧町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年九月五日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（地籍調査）

二 測量の地域 北葛城郡上牧町大字上牧地内及び大字中筋出作地内

三 測量の期間 令和七年九月一日から令和八年三月二十六日まで